

平成25年度事務分配等規程

平成24年12月14日
奈良地方裁判所
平成25年1月9日一部改正
平成25年3月15日一部改正

奈良地方裁判所及び管内簡易裁判所の平成25年度における裁判官の配置，裁判事務の分配，代理順序及び開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序を次のとおり定める。

第1 本庁及び支部

第1条（本庁における部の設置）

本庁に第一民事部及び第二民事部並びに刑事部を置く。

第2条（裁判官の配置及び開廷の日割）

本庁各部及び各支部の裁判官の配置並びに開廷の日割を，別表1のとおり定める。ただし，本庁各部及び各支部における開廷日割の詳細については，当該部及び当該支部の裁判官の申合せにより定める。

第3条（本庁における裁判事務の分配）

1 民事事件（「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」による損害賠償命令申立事件を除く。）は，第一民事部及び第二民事部に次のとおり分配する。

(1) 第一民事部には，第一民事部及び第二民事部の協議により第一民事部で審理するのを相当とした事件を分配し，それ以外の事件を第二民事部に分配する。

(2) 第二民事部における具体的な分配については，民事部全体の裁判官の申合せにより定める。

2 刑事事件は，次のとおり分配する。

- (1) 次に掲げる事件の処理は、全裁判官の申合せにより定める裁判官が担当する。
- ア 各種令状請求
 - イ 起訴前及び第1回公判期日前の勾留に関する処分
 - ウ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第5章及び第6章の保全請求及びこれらの処分に付随する処分を求める申立て
 - エ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）第34条第1項前段又は第60条第1項の鑑定入院命令
 - オ 被疑者の国選弁護人の選任及び解任に関する処分
 - カ 児童虐待の防止等に関する法律に基づく臨検捜索許可状
- (2) 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」による損害賠償命令申立事件は、同法第17条第1項により、分配する。
- (3) 刑事訴訟法第262条による付審判請求事件は、第二民事部に分配する。
- (4) 刑事部で裁判所を構成することができない差戻事件及び再審事件並びに刑事訴訟法第429条による準抗告事件のうちその本案が刑事部の合議体で取り扱われるもの、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第35条第1項、第42条第1項、第94条第1項による各異議の申立事件、同法第41条第2項の規定により送付された事件及び同法第43条第2項により通知を受けた裁判員又は補充裁判員の解任決定は、第二民事部に分配する。
- (5) (1)、(3)及び(4)以外の刑事事件は、全部刑事部に分配する。
- (6) 支部及び簡易裁判所の裁判官のした裁判に対する刑事訴訟法第429条の準抗告事件は、刑事部において取り扱う。ただし、葛城支部及び葛城簡易裁判所の裁判官のした裁判に対する準抗告事件につき、葛城支部において合議

体を構成できるときは、この限りでない。

3 医療観察法に係る事件については、次のとおり分配する。

- (1) 処遇事件（医療観察法第33条第1項、第49条第1項若しくは第2項、第50条、第54条第1項若しくは第2項、第55条又は第59条第1項若しくは第2項の規定による申立てに係る事件をいう。以下同じ。）及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する審判の手續等に関する規則（以下「医療観察規則」という。）第51条第1項若しくは第2項、第85条第1項に係る申立事件は、刑事部に分配する。
- (2) 医療観察法第68条第2項本文又は第71条第2項後段による差戻事件は、第二民事部の裁判官（未特例判事補を除く。）及び刑事部の裁判官（未特例判事補に限る。）で合議体を構成する。ただし、原審において、医療観察法第41条第1項の合議体による裁判所で行う旨の決定がされているときは、第二民事部に分配する。

4 除斥、忌避及び刑事の回避事件は、次のとおり分配する。

- (1) 第一民事部、第二民事部の裁判官及び裁判所書記官の除斥事件及び忌避事件並びに第二民事部が取り扱う刑事事件の回避事件は、刑事部において取り扱い、刑事部の裁判官及び裁判所書記官の除斥事件、忌避事件及び回避事件は、第二民事部において取り扱う。
- (2) 五條支部及び管内簡易裁判所（葛城を除く。）の裁判官並びに裁判所書記官の除斥事件、忌避事件及び刑事の回避事件は、民事事件については第二民事部において、刑事事件については刑事部において取り扱う。

5 第2項の(1)の事件を除き、第二民事部及び刑事部の裁判官に対する刑事事件の裁判事務の分配は、民事部全体及び刑事部の裁判官の申合せにより定める。

第4条（支部における裁判事務の分配）

- 1 各支部における裁判官に対する裁判事務の分配は、当該支部の裁判官の申合せにより定める。ただし、各支部における各種令状等請求事件については、全

裁判官の申合せにより定める。

2 差戻事件及び再審請求事件は、次のとおり分配する。

(1) 葛城支部の差戻事件及び再審請求事件のうち、原裁判をした裁判官が関与しなければ事件の審理及び裁判をすることができないときは、これを本庁に分配する。

(2) 五條支部の差戻事件及び再審請求事件は、本庁に分配する。

第5条（調停主任）

本庁民事部及び支部配置の裁判官（未特例判事補を除く。）を民事調停法第7条第1項の調停主任に指定する。

第6条（労働審判官）

本庁民事部配置の裁判官（未特例判事補を除く。）を労働審判法第8条の労働審判官に指定する。

第7条（事件の回付又は移転）

1 関連事件が本庁と支部又は支部を異にして係属しているとき並びに本庁の部を異にして係属しているときは、関係各部又は裁判官が協議して、これをそのいずれかに集めることができる。

2 本庁に係属する事件を本庁で処理することが相当でないとき、又は支部に係属する事件を当該支部で処理することが相当でないときは、関係各部又は裁判官が協議して、本庁に係属する事件を支部に、支部に係属する事件を本庁又は他の支部に移すことができる。

第8条（回付すべき事件の自庁処理）

支部において処理すべき民事事件が本庁各部若しくは他の支部に係属した場合又は本庁において処理すべき民事事件が支部に係属した場合であって、その事件を処理するために特に必要と認めるときは、事件の係属した当該部又は当該支部は、その事件を回付することなく自ら処理することができる。

第9条（裁判官に差し支えのあるときの代理順序）

- 1 第一民事部，第二民事部及び刑事部又は各支部の裁判長又は裁判官に差し支えのあるときの代理順序を別表2のとおり定める。
- 2 本庁において，第一民事部に差し支えのあるときは，第二民事部が代理し，第二民事部又は刑事部に差し支えのあるときは，相互に代理する。

第10条（司法行政事務の代理順序）

- 1 所長に差し支えのあるときは，本庁の部の事務を総括する裁判官が席次に従い代理する。
- 2 本庁の部の事務を総括する裁判官に差し支えのあるときは，その部の裁判官（未特例判事補を除く。）が席次に従い代理する。
- 3 葛城支部の支部長に差し支えのあるときは，同支部の裁判官（未特例判事補を除く。）が席次に従い代理する。
- 4 五條支部の支部長に差し支えのあるときは，葛城支部の裁判官（未特例判事補を除く。）が席次に従い代理する。

第2 管内簡易裁判所

第11条（裁判官の配置及び開廷の日割）

- 1 管内各簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷の日割を，別表3のとおり定める。
- 2 管内各簡易裁判所における次の各処分については，管内各簡易裁判所の裁判官が相互にてん補する。
 - (1) 被疑者の国選弁護人の選任及び解任に関する処分
 - (2) 第1回公判期日前の勾留に関する処分（第1回公判期日前の接見等禁止，同取消，勾留取消，保釈，同取消，勾留執行停止，同取消等を含む。）

第12条（裁判事務の分配）

管内各簡易裁判所における裁判事務の分配を，別表4のとおり定める。

第13条（調停主任）

管内簡易裁判所配置の裁判官を民事調停法第7条第1項の調停主任に指定する。

第14条（裁判官に差し支えのあるときの代理順序）

管内各簡易裁判所の裁判官に差し支えのあるときにこれを代理する者の順序を別表5のとおり定める。

第15条（司法行政事務の代理順序）

管内各簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えのあるときにこれを代理する者の順序を、別表6のとおり定める。

第3 補 則

第16条 代理又は代行をすべき裁判官が定まっていないときは、常任委員会の指名する裁判官が代理又は代行する。

第17条 緊急の必要のため、前条までの定めによることができないときは、所長の指名する裁判官が代理又は代行する。

附 則

この定めは、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この定めは、平成25年1月16日から施行する。

附 則

この定めは、平成25年4月1日から施行する。

別表1 (本庁及び支部の裁判官の配置及び開廷の日割)

1 本 庁

第一民事部 (月曜日)

裁判長	裁判官 (所長)	上 田 昭 典
	裁判官	柴 田 厚 司
	裁判官	板 野 俊 哉
	裁判官	今 井 輝 幸
	裁判官	久 野 雄 平

第二民事部 (月, 火, 水, 木, 金曜日)

裁判長	裁判官 (総括)	牧 賢 二
	裁判官	鳥 羽 耕 一
	裁判官	永 井 尚 子
	裁判官	池 上 尚 子
	裁判官	新 阜 真由美
	裁判官	小 川 清 明
	裁判官	岡 野 慎 也
	裁判官	富 岡 健 史
	裁判官	村 上 若 奈

刑事部 (月, 火, 水, 木, 金曜日)

裁判長	裁判官 (総括)	柴 田 厚 司
	裁判官	板 野 俊 哉
	裁判官	今 井 輝 幸
	裁判官	久 野 雄 平

2 支 部

葛城支部 (月, 火, 水, 木, 金曜日)

裁判長	裁判官 (支部長)	松 尾 昭 彦
-----	-----------	---------

裁 判 官

釜 元 修

裁 判 官

奥 野 寿 則

裁 判 官

今 井 祐 子

裁 判 官

三 嶋 朋 典

五條支部 (月, 水, 木曜日)

裁 判 官 (支部長)

磯 部 幸 恵

別表2(裁判官に差し支えのあるときの代理順序)
(本庁 民事部)

事 件 種 別		差し支えのある部又は裁判官	代理すべき裁判官及び代理順序	
合議事件	1 第1民事部及び第2民事部の協議により、第1民事部で審理するのを相当とした事件	第1民事部	裁判長に差し支えがある場合は、第1民事部所属の裁判官(未特例判事補を除く。)が別表1の順序により代理する。	
	2 上記以外の合議事件	第2民事部	裁判長に差し支えがある場合は、永井裁判官、池上裁判官の順で代理する。	
	3 (合議以外の事件) (1) 民事通常訴訟事件 (2) 手形・小切手事件 (3) 保全異議・取消事件 (4) (1)から(3)までの各事件の再審事件 (5) 共助事件 (6) 労働審判異議申立による民事通常訴訟事件 (7) 刑事損害賠償命令申立事件の民事訴訟手続への移行又は異議申立て後の事件	(1係) 永井裁判官	池上裁判官	
		(2係) 牧裁判官	新阜裁判官	
		(3係) 新阜裁判官	牧裁判官	
		(4係) 池上裁判官	永井裁判官	
		(5係) 小川裁判官	池上裁判官	
単独事件	4 労働審判事件	永井裁判官	池上裁判官	
		牧裁判官	小川裁判官	
		池上裁判官	永井裁判官	
		小川裁判官	牧裁判官	
	5 (担保取消事件を含む。)	要審尋事件 (知的財産権に関する事件・労働仮処分事件等)	池上裁判官	新阜裁判官
			新阜裁判官	池上裁判官
		上記以外の事件	永井裁判官	富岡裁判官
			富岡裁判官	永井裁判官
			新阜裁判官	村上裁判官
			池上裁判官	新阜裁判官
	6 破産事件	(1) 管財事件	村上裁判官	永井裁判官
			永井裁判官	富岡裁判官
		(2) 同時廃止事件	富岡裁判官	池上裁判官
			小川裁判官	池上裁判官
	7(1) 会社更生事件 (2) 民事再生事件		村上裁判官	永井裁判官
			池上裁判官	牧裁判官
	8 会社整理・特別清算		永井裁判官	富岡裁判官
			池上裁判官	牧裁判官
	9 民事執行事件	(1) 不動産開始決定・同決定に対する執行異議、現況調査命令、評価命令、債権執行及び財産開示事件(執行当番)	新阜裁判官	村上裁判官
			池上裁判官	新阜裁判官
村上裁判官			永井裁判官	
永井裁判官			富岡裁判官	
(2) 不動産配当手続 (3) 債権配当手続 (4) 上記(1)~(3)を除く執行事件全般及び同進行管理			富岡裁判官	池上裁判官
			小川裁判官	富岡裁判官
			小川裁判官	新阜裁判官
			牧裁判官	新阜裁判官
		新阜裁判官	小川裁判官	
		小川裁判官	牧裁判官	
10 商事過料事件		池上裁判官	牧裁判官	
11 調停事件		牧裁判官	池上裁判官	
12 配偶者暴力に関する保護命令事件		牧裁判官	池上裁判官	
		池上裁判官	牧裁判官	
		永井裁判官	新阜裁判官	
		新阜裁判官	永井裁判官	
13 その他の非訟事件		池上裁判官	新阜裁判官	

14 民事雑事件 基本事件に付随 するものを除く。	起訴前の証拠保 全事件	富岡裁判官	村上裁判官
	その他事件	村上裁判官	富岡裁判官

(本庁 刑事部)

差し支えのある部又は裁判官	代理すべき裁判官及び代理順序	
合議事件担当裁判官	裁判長に差し支えがある場合は、板野裁判官、今井(輝)裁判官の順で代理する。	刑事部配置の裁判官に差し支えがあるときは、新阜裁判官、池上裁判官の順で代理する。
単独事件担当裁判官	1係、2係の裁判官に差し支えがある場合は、相互に代理し、代理すべき裁判官に差し支えがある場合は、柴田裁判官が代理する。	

事 件 種 別	代理すべき裁判官及び代理順序
「刑事損害賠償命令事件に関する申立てで民事雑事件に該当するもの」のうち、第1回審理期日前に申し立てられた訴えの提起前における証拠収集の申立事件、証拠保全の申立事件	(本庁民事部の事件種別番号13と同じ)

(葛城支部)

差し支えのある部又は裁判官	代理すべき裁判官及び代理順序	
合議事件担当裁判官	裁判長に差し支えがある場合は奥野裁判官、今井(祐)裁判官	葛城支部配置の裁判官に差し支えがあるときは、板野裁判官、池上裁判官、新阜裁判官、今井(輝)裁判官の順で代理する。
単独事件担当裁判官 ※		
松尾裁判官	釜元裁判官、奥野裁判官、今井(祐)裁判官	
釜元裁判官	奥野裁判官、今井(祐)裁判官、三嶋裁判官	
奥野裁判官	今井(祐)裁判官、三嶋裁判官、松尾裁判官	
今井(祐)裁判官	三嶋裁判官、松尾裁判官、釜元裁判官	
三嶋裁判官	松尾裁判官、釜元裁判官、奥野裁判官	

(五條支部)

差し支えのある部又は裁判官	代理すべき裁判官及び代理順序
磯部裁判官	奥野裁判官、今井(祐)裁判官

※ 代理すべき裁判官が未特例判事補の場合は、裁判所法27条1項に定める1人で裁判をすることができる場合に限る。

別表3 (管内各簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷の日割)

1 奈良簡易裁判所 (月, 火, 水, 木, 金曜日)

裁判官 (司法行政事務掌理者)	小林克美
裁判官	牧賢二
裁判官	柴田厚司
裁判官	鳥羽耕一
裁判官	永井尚子
裁判官	池上尚子
裁判官	新阜真由美
裁判官	板野俊哉
裁判官	今井輝幸
裁判官	小川清明
裁判官	岡野慎也
裁判官 (代行)	松尾昭彦
裁判官 (代行)	釜元修
裁判官 (代行)	奥野寿則
裁判官 (代行)	今井祐子
裁判官 (代行)	三嶋朋典
裁判官 (代行)	磯部幸恵
裁判官	柏森正雄
裁判官 (代行)	西田文則
裁判官 (代行)	山本信善
裁判官 (代行)	小山敏幸

2 葛城簡易裁判所 (月, 火, 水, 木, 金曜日)

裁判官 (司法行政事務掌理者)	松尾昭彦
裁判官	釜元修

裁 判 官	奥 野 寿 則
裁 判 官	今 井 祐 子
裁 判 官	三 嶋 朋 典
裁 判 官	西 田 文 則
裁 判 官	山 本 信 善

3 宇陀簡易裁判所（火曜日）

裁 判 官	磯 部 幸 恵
裁 判 官（代行）	西 田 文 則
裁 判 官（代行）	山 本 信 善

4 五條簡易裁判所（月，火，水，木，金曜日）

裁 判 官（司法行政事務掌理者）	磯 部 幸 恵
裁 判 官	小 山 敏 幸
裁 判 官（代行）	小 林 克 美
裁 判 官（代行）	西 田 文 則
裁 判 官（代行）	山 本 信 善

5 吉野簡易裁判所（金曜日）

裁 判 官	磯 部 幸 恵
裁 判 官（代行）	奥 野 寿 則
裁 判 官（代行）	今 井 祐 子

別表4(裁判事務の分配)

		奈 良 簡 易 裁 判 所	葛 城 簡 裁 判 所	宇 陀 簡 裁 判 所	五 條 簡 裁 判 所	吉 野 簡 裁 判 所
民 事	訴訟	小 林 柏 森 裁 判 官	三 嶋 西 田 山 本 裁 判 官	磯 部 裁 判 官	小 山 裁 判 官	磯 部 裁 判 官
	訴訟以外	小 林 柏 森 小 山 裁 判 官				
刑 事	公判	小 林 裁 判 官	松 尾 裁 判 官	磯 部 裁 判 官	小 山 裁 判 官	磯 部 裁 判 官
	略式不相当					
	正式裁判請求					
	交通略式	柏 森 小 山 裁 判 官				
	各種令状請求	全裁判官の申合せにより定 める裁判官	磯 部 裁 判 官	全裁判官の 申合せにより 定める裁判 官	磯 部 裁 判 官	
	被疑者の国選弁護人 の選任及び解任に関 する処分					
	起訴前及び第1回公 判期日前の勾留に関 する処分等					
	児童虐待の防止等に 関する法律に基づく臨 検搜索許可状	全裁判官の申合せにより定める裁判官				
	刑事訴訟法第179条, 第226条, 第227条に よる請求	小 林 裁 判 官	西 田 山 本 裁 判 官	磯 部 裁 判 官	小 山 裁 判 官	磯 部 裁 判 官
	その他					
略式	柏 森 小 山 裁 判 官					

別表5(裁判官に差し支えのあるときの代理順序)

		代理すべき裁判官及びその代理順序
奈良簡易裁判所	小林裁判官	柏森裁判官 小山裁判官 鳥羽裁判官
	柏森裁判官	小林裁判官 小山裁判官 鳥羽裁判官
	小山裁判官	小林裁判官 柏森裁判官 鳥羽裁判官
葛城簡易裁判所	松尾裁判官	釜元裁判官 奥野裁判官 今井(祐)裁判官
	釜元裁判官	奥野裁判官 今井(祐)裁判官 三嶋裁判官
	奥野裁判官	今井(祐)裁判官 三嶋裁判官 西田裁判官
	今井(祐)裁判官	三嶋裁判官 西田裁判官 山本裁判官
	三嶋裁判官	西田裁判官 山本裁判官 松尾裁判官
	西田裁判官	山本裁判官 松尾裁判官 釜元裁判官
	山本裁判官	松尾裁判官 釜元裁判官 奥野裁判官
宇陀簡易裁判所	磯部裁判官	西田裁判官 山本裁判官
五條簡易裁判所	磯部裁判官	小山裁判官 山本裁判官 小林裁判官
	小山裁判官	磯部裁判官 西田裁判官 小林裁判官
吉野簡易裁判所	磯部裁判官	今井(祐)裁判官 奥野裁判官

別表6(司法行政事務の代理順序)

簡 易 裁 判 所	代理すべき裁判官及びその代理順序
奈良簡易裁判所	牧 裁判官 柴田 裁判官
葛城簡易裁判所	釜元 裁判官 奥野 裁判官 今井(祐) 裁判官
宇陀簡易裁判所	西田 裁判官 山本 裁判官
五條簡易裁判所	小山 裁判官
吉野簡易裁判所	今井(祐) 裁判官 奥野 裁判官